

令和2年度文部科学省税制改正要望事項

令和元年8月

1. 教育、科学技術イノベーション関係

- | | |
|--|----------|
| (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大
(内閣府との共同要望) | 【所得税】 |
| (2) 個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ (内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望) | 【所得税】 |
| (3) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
(経済産業省、内閣府との共同要望) | 【法人税等】 |
| (4) PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長 | 【固定資産税等】 |

2. スポーツ関係

- | | |
|--|-----------|
| (1) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充 | 【ゴルフ場利用税】 |
| (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが設置する新国立競技場に公共施設等運営権が設定された場合の税制上の所要の措置 | 【固定資産税等】 |
| (3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充 | 【所得税等】 |

3. 文化関係

- | | |
|---|----------|
| (1) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設 | 【所得税等】 |
| (2) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長 | 【固定資産税等】 |

4. その他制度改正に伴うもの等

- | | |
|--|--------|
| (1) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置 | 【所得税等】 |
| (2) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長
(厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望) | 【法人税等】 |
| (3) 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外
(内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望) | 【所得税等】 |
| (4) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置 | 【所得税】 |

2. スポーツ関係

(1) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充【ゴルフ場利用税】

ゴルフは、大衆的に親しまれているスポーツであるとともに、五輪の正式競技にもなっている国民的スポーツである。一方で、スポーツの中でゴルファーにのみ、ゴルフ場の利用に際して課税されている状況であり、廃止の要望を行ってきた。

本税の扱いについては長期的に検討していくが、令和2年度税制改正要望においては、2020年東京大会の開催を来年に控えていることや、将来にわたるゴルフ人口の拡大、生涯スポーツとしてのゴルフ振興、健康寿命の延伸の観点から、現在の非課税措置の対象(※1)のうち、「18歳未満の者」と「70歳以上の者」について、それぞれ「30歳未満の者」、「65歳以上の者」に対象を拡充するとともに、新たにオリンピックを含む国際競技大会出場選手及び中央競技団体が主催する、全国的なアマチュアゴルフ競技(※2)出場選手への非課税措置を講ずる。

なお、その税収は自治体の一般財源となっており、市町村の貴重な財源となっていることから、本措置を講ずるに際しては税収の配分割合について配慮するものとする。

※1 現状、18歳未満の者、70歳以上の者、国体競技参加選手がゴルフ場を利用する場合等には非課税となっている。

※2 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する「日本アマチュアゴルフ選手権競技」等。

